

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税の賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税の賦課事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、土地、家屋、償却資産を所有している人に対して課税されるものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非課税適用に係る事務 ②区分所有の申出に係る事務 ③特定被災共用土地に係る固定資産税額のあん分の申出に係る事務 ④納税管理人・相続人代表者の申請等に係る事務 ⑤固定資産税の減免申請に係る事務 ⑥住宅用地の申告に係る事務 ⑦被災住宅用地の申告に係る事務 ⑧償却資産に関する申告に係る事務 ⑨固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る事務 ⑩新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に係る申告に関する事務 ⑪東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税等の特例に係る書類の提出に関する事務 ⑫総務大臣による評価、価格等の按分等に係る事務 ⑬官公署等への協力要請に係る事務 ⑭納税通知書・課税明細書の交付に係る事務 ⑮固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付 ⑯固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定または修正等 ⑰固定資産評価審査委員会の審査の決定に係る事務 ⑱固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正に係る事務 ⑲固定資産課税台帳等の備付けに係る事務 ⑳土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け及び評価調書に係る事務 <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル	
③システムの名称	・住民情報システム(固定資産税システム、宛名管理システム)　・eL-TAX　・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :27の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2116

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所